

やまがた

社会保険

No.638

7-8

2025年7-8月号

職場内で閲覧しましょう



飛島（酒田市）

C O N T E N T S

日本年金機構

P2-3

- 覚えていますか? 「算定基礎届」
- お役に立ちます!ワンポイント相談室⑤

全国健康保険協会 山形支部 協会けんぽ

P4-5

- 事業主・加入者のみなさまへ健康経営が注目されています!
- おしえて!やまがたさん! ~マイナ保険証について~

社会保険協会

P6-7

- 「年金説明会」のご案内
- 一般財団法人
山形県社会保険協会決算状況
- 「社会保険事務講習会」のご案内
- 全社連会長表彰を受賞されました
- 庄内支部からのお知らせ



覚えていますか？「算定基礎届」

算定基礎届とは？

厚生年金保険および健康保険の被保険者の、実際に受ける報酬とすでに決められている標準報酬月額がか
け離れないように、7月1日現在で在籍しているすべての被保険者に4～6月に支払った賃金を、事業主の
方から届出いただくための書類です。

原則として **7月1日から7月10日までに提出します**



算定基礎届によって、**その年の9月から翌年8月
までの標準報酬月額**を決め直しています。
これを**定時決定**といいます。

7月1日に在籍するすべての被保険者が定時決定（算定基礎届）の対象となりますが、以下の方は提出が不要です。

届出が不要な方

- **6月1日以降**に被保険者となった方
- **6月30日以前に退職**（資格喪失日が7月1日以前）した方
- 7月から9月までのいずれかの月に**随時改定**（※）または**育児休業等
（産前産後休業を含む）を終了した際の改定**が行われる方

※**随時改定**…基本給の昇給・降給や、給与体
系の変更（日給から月給への変更など）など
があった際に、月額変更届をご提出いた
くことで行われる改定のこと。

～報酬について～

＼報酬の範囲にご注意／

届出していただく「報酬」とは、基本給ではありません。
通勤手当や残業手当も含めて記入してください。

ご参考

報酬とは賃金、給料、俸給、手当、賞与などの名称を問わず、
労働者が労働の対償として受けるすべてのものを指します。



	金銭（通貨）で支給されるもの	現物で支給されるもの
報酬となるもの（一例）	基本給（月給・週給・日給等）、役付手当、扶養手当、 通勤手当、住宅手当、残業手当 等	通勤定期券、食事、社宅、 自社製品 等

～支払基礎日数について～

支払基礎日数とは？

報酬の支給の対象となった日数のことで、月給者は各月の暦日数（日給者は各月の出勤日数）が基本となります。欠勤日数に応じて給与が差し引かれる場合等は、就業規則や給与規定等に基づき、事業所が決めた日数から当該欠勤日数を控除した日数となります。

4月・5月・6月の3か月のうち、支払基礎日数が17日以上（短時間労働者においては11日以上）の月に実際に支給された総報酬額を対象月数で割って算出します。月の途中で入社した等、入社した月に1か月分の給与が支給されない場合は、その翌月から算定対象月となります。

例えば…（毎月末締め翌月25日払い＝3月1日～31日まで31日分の報酬が4月25日に払われる場合）

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号（基礎年金番号） ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 滞り支払額		⑨ 備考	
	給与 支給月	給与計算の 基礎日数	⑪ 通算によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計（⑪+⑫）		⑭ 総計（一定の基礎日数以上の月のみ）	⑮ 平均額		
1	1	31	270,000	0	270,000		3か月分の総計	810,000	1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	
	4	31	270,000	0	270,000		3か月分の平均	270,000		
	5	30	260,000	0	260,000					
	6	31	280,000	0	280,000					

↑すべての月で支払基礎日数17日以上を満たしているため、3か月分の平均を取ります。

お役に立ちます！ ワンポイント相談室⑤ 老齢厚生年金の支給調整

Q1 働きながら年金を受給する場合、老齢厚生年金の支給調整はどのようになりますか？

A1 会社員等の厚生年金保険に加入していた方が受給する老齢厚生年金は、次のような場合に支給額が調整されます。なお、厚生年金基金に加入したことがある方は、基金の年金（代行部分）も含めて調整されます。

●在職老齢年金

働きながら（厚生年金保険に加入）老齢厚生年金を受給している60歳以上の方は、基本月額と総報酬月額相当額を合計して51万円を超える場合、老齢厚生年金の月額が**51万円を超える部分の2分の1が支給停止**（下表参考）されます。また、70歳以上の方が在職中（厚生年金保険に加入する程度の勤務）に老齢厚生年金を受給する場合は、60歳以上70歳未満の方と同様に支給調整されますが、厚生年金保険の被保険者ではないため、厚生年金保険料の負担はありません（事業主からの届出が必要）。

老齢厚生年金 の支給調整	基本月額+総報酬月額相当額		支給額（月額）	
	51万円以下		支給停止はありません	
	51万円超		基本月額－（基本月額+総報酬月額相当額－51万円）÷2	

- 基本月額：加給年金額を除いた老齢厚生（退職共済）年金（報酬比例部分）の月額
- 総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額）+（その月以前1年間の標準賞与額の合計）÷12
- ※70歳以上の方の場合、標準報酬月額は「標準報酬月額に相当する額」、標準賞与額は「標準賞与額に相当する額」となります。

●雇用保険と老齢厚生年金の調整

60歳以上65歳未満で老齢厚生年金を受給している方がハローワークで求職の申し込みをしたときは、雇用保険の基本手当（給付金の失業保険金を含む）の受給に関係なく、老齢厚生年金が一定期間、**全額支給停止**（加給年金を含む）されます。60歳以上65歳未満で老齢厚生年金を受給しながら在職（厚生年金保険に加入）している方が高齢雇用継続給付を受けるときは、在職による年金の支給停止に加え、年金の一部が支給停止となります。

詳しくは、[日本年金機構ホームページ](#) ▶ [雇用保険と年金の調整](#) でご確認ください。

お問い合わせ

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

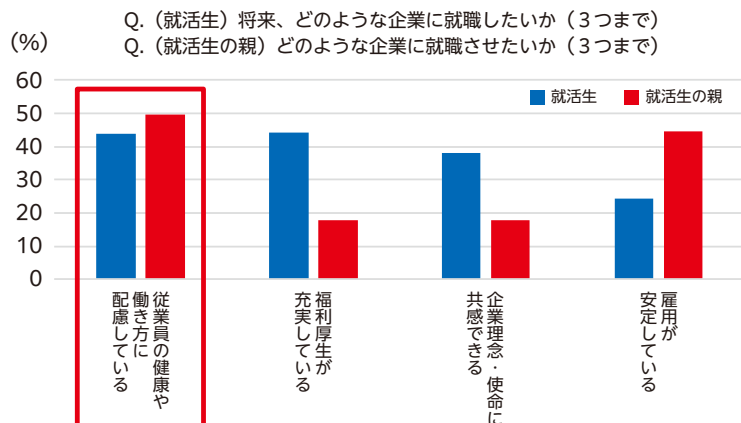
URL <https://www.nenkin.go.jp/>



事業主・加入者のみなさまへ 健康経営が注目されています！

近年、少子高齢化による労働人口の減少により、特に中小企業においては、労働力の維持・確保が難しくなっています。そこで今いる従業員に元気で長く働き続けてもらうために、従業員の健康管理を「コスト」ではなく「投資」ととらえる、健康経営に取り組む事業所さまが増加しています。

健康経営に取り組むメリットとは？



就活生及び就職を控えた学生を持つ親に対するアンケートの結果、「従業員の健康や働き方への配慮」が重視されていることがわかります。

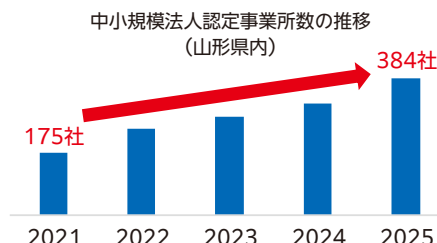
健康経営に取り組むことは、従業員の健康増進につながるだけでなく、新たな人材の獲得や生産性の向上、さらには企業価値の向上にもつながります。

◀経済産業省ヘルスケア産業課「健康経営の推進について(令和4年6月)」より就活生の回答率が多い順に上位4項目を抜粋

「健康経営優良法人」に認定される事業所が増えています！

「健康経営優良法人」とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している企業を顕彰する制度です。

山形県内でも年々認定事業所数は増加し、多くの事業所さまで健康経営の取り組みが進んでいます。直近の健康経営優良法人2025(中小規模法人)は、384社の事業所さまが認定されました。



健康経営、始めてみませんか？

例年、**8月中旬ごろから**健康経営優良法人の申し込み受付がスタートします。

協会けんぽ山形支部にご加入の事業所さまが中小規模法人部門に申請を行う場合、山形支部で実施する「やまがた健康企業宣言」への登録が必須となります。

まずは「やまがた健康企業宣言」にご登録いただき、健康経営をはじめましょう！

健康経営優良法人について詳しくはこちら▶



やまがた健康企業宣言について詳しくはこちら▶



協会けんぽ加入事業所さま限定 健康経営の取り組みをサポートする事業も実施中！

「健康経営に取り組みたいけど何から始めればいいのかわからない」「健康経営優良法人の認定を目指したい!」という事業所さまに、協会けんぽと健康経営に関する連携協定を結ぶ生損保会社が直接訪問し、サポートを行う事業を今年度よりスタートしました。事業所さまの状況に合うプランを選んでいただき、健康経営に関するお悩みをサポートします。詳しい内容については、協会けんぽ山形支部ホームページよりご確認ください。

サポートの詳細はこちらから▶



【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 企画総務グループ 023-629-7225(音声案内 4番)

おしえて！やまがたさん！



～マイナ保険証
について～



【やまがたさん】
総務課に所属する
健康保険に詳しいベテラン



【たなかくん】
総務課の新人社員

1



やまがたさん
ちょっと保険証なくしちゃって…
再発行の手続きして
もらいたんですけど～

たなかくん、
健康保険証はもう
再発行できないのよ！



2

ええ！
そうでしたっけ？！



令和6年12月2日から、健康保険証の
新規発行はなくなったのよ。
その代わりに「資格情報のお知らせ」や
「資格確認書」が発行されるの。

3



じゃあ医療機関を受診するとき
僕はどうしたら…

たなかくん、マイナ保険証も
持ってたわよね？
それで受診できるわよ！



4

マイナ保険証で受診することで、
より適切な診療を受けられたり、
手続きなしで高額な窓口負担が
不要にもなるから、とっても便利よ！



次からはマイナ保険証で
受診します！

健康保険証の新規発行は終了しています

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了し、原則マイナ保険証で受診する仕組みに移行しております。新たに資格取得された従業員さまやそのご家族について、健康保険証は届きませんのでご注意ください。

マイナ保険証をお持ちの方

⇒日本年金機構で資格取得届等を受付後、5営業日程度でマイナ保険証をご利用いただけます。

マイナ保険証をお持ちでない、ご利用できない方

⇒資格取得等手続き時に資格確認書発行要否欄に☒してください。手続き完了後、資格確認書が届きます。
資格確認書はこれまでの健康保険証と同様に使用できます。

詳しくはこちら



健康保険資格喪失（扶養異動）の手続きは遅れないよう、ご注意ください！

Q 手続きが遅れると どうなる？

マイナ保険証の資格情報は、事業主さまが日本年金機構へ資格喪失届・被扶養者異動届を届け出されることによって記録が更新され、新しい加入記録に切り替わります。そのため、届け出が遅れると正しい加入記録が反映されない場合があります。

Q 正しい加入記録が反映 されないとうなる？

誤った健康保険の資格で受診したり、薬を受け取ったりすることとなり、協会けんぽの資格のない期間について医療費の返納金が発生する場合があります。

Q 返納金が発生すると どうなる？

被保険者が返納金（総医療費のおよそ7～8割相当）を支払わないといけなくなります。
（被保険者＝従業員または元従業員）

資格に変更があった場合は、すみやかに手続きいただくよう引き続きご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル 0570-015-369 (8:30～17:15 土日・祝日・年末年始除く)

お問い合わせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）山形支部
〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5 階 TEL. 023-629-7225(代表)

協会けんぽ

検索

URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

「年金説明会」のご案内



これから年金を請求される方等を対象に、下記の日程で年金説明会を開催します。年金事務所の職員が年金制度や手続きについてわかりやすく説明します。資料代や参加費は無料です。

参加申込書など詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

開催地区	開催日	時 間	会 場	定 員
置 賜	9月 6日(土)	13:30~15:30	伝国の杜 置賜文化ホール 米沢市丸の内 1-2-1	50名
山 形	9月27日(土)	9:30~11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング) 山形市平久保 100	75名
寒河江	10月 4日(土)	10:00~12:00	東根市職業訓練センター 東根市中央 1-3-1	40名
置 賜	10月18日(土)	13:30~15:30	長井市民文化会館 長井市館町北 5-10	40名
新 庄	10月18日(土)	9:30~11:30	最上広域交流センター(ゆめりあ) 新庄市多門町 1-2	30名
庄 内	10月19日(日)	10:00~12:00	東京第一ホテル鶴岡 鶴岡市錦町 2-10	70名
庄 内	10月25日(土)	10:00~12:00	ホテルリッチ&ガーデン酒田 酒田市若竹町 1-1-1	70名
寒河江	11月15日(土)	10:00~12:00	寒河江市技術交流プラザ 寒河江市中央工業団地 153-1	40名
山 形	11月29日(土)	9:30~11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング) 山形市平久保 100	75名

一般財団法人 山形県社会保険協会決算状況

令和6年度の事業結果と決算について承認されました。決算状況は以下のとおりです。

令和6年度正味財産増減計算書 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

科目	6年度決算	前年度決算	比較増減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	42,706,994	43,382,193	△675,199
(2) 経常費用	42,256,931	44,073,583	△1,816,652
当期経常増減額	450,063	△691,390	1,141,453
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	920,000	0	920,000
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	920,000	0	920,000
3 当期一般正味財産増減額	1,370,063	△691,390	2,061,453
4 一般正味財産期首残高	106,291,334	106,982,724	△691,390
5 一般正味財産期末残高	107,661,397	106,291,334	1,370,063

※ 詳細につきましては、当協会ホームページに掲載しております。

「社会保険事務講習会」のご案内

健康保険、厚生年金保険及び労働保険の事務担当者さま（概ね1年以上担当経験のある方）を対象に、必要な知識の習得と適正な事務手続きの理解を深めていただくことを目的として、下表の日程で講習会を開催いたします。

【山形県社会保険委員会連合会後援の講習会です。】

参加申込書など詳しくは当協会ホームページをご覧ください。



【講習会の主な内容】

- 最近の取扱いの変更点
- 提出書類の記入誤りや記載不備により返戻される事例の紹介
- 事業所調査で指摘・改善指導が多い事例の紹介 など

地 区	日 時	会 場	講 師	定 員
山 形	10月 9日(木) 13:30～16:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング) 山形市平久保 100	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	75 名
庄 内	9月17日(水) 13:30～16:30	東京第一ホテル鶴岡 鶴岡市錦町 2-10	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	70 名
置 賜	10月24日(金) 13:30～16:30	伝国の杜 置賜文化ホール 米沢市丸の内 1-2-1	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	50 名
新 庄	10月16日(木) 13:30～16:30	最上広域交流センター (ゆめりあ) 新庄市多門町 1-2	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	30 名
寒河江	10月23日(木) 13:30～16:30	寒河江市技術交流プラザ 寒河江市中央工業団地 153-1	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	40 名

全社連会長表彰を受賞されました

当協会の大場副会長（株式会社新庄清掃）が、全国社会保険協会連合会会長表彰を受賞され、令和7年6月6日山形市内において、表彰授与式が行なわれました。



大場副会長 佐々木全社連常務理事

庄内支部からのお知らせ

健康づくり事業として、ゴルフ大会を開催します。皆さまの参加をお待ちしております。

【庄内支部健康づくりゴルフ大会】

日 時	令和7年9月13日(土) 8時まで集合
場 所	湯の浜カントリークラブ(鶴岡市)
参加費	2,000円
定 員	16名



《申込方法》 ①事業所名、②参加者氏名、③年齢を記載した申込書(任意様式)を各開催日の2週間前までにFAX(023-633-4114)にてお申込みください。ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。

お問い合わせ・お申し込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F

TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114

山形県社会保険協会

検索

URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>



アサリじゃが

アサリにはコレステロールを下げ、動脈硬化や高血圧を予防する効果があります。



材料 [4人分] ◎1人当たりおよそ167kcal

アサリ	400g	A	
じゃがいも	4個	みりん	大さじ1
小ネギ(小口切り)	適量	酒	大さじ1
バター	10g	めんつゆ(ストレート)	大さじ4

作り方

- ① アサリは砂抜きし良く洗う。
- ② じゃがいもは皮を剥き一口大に切る。
- ③ 耐熱容器にAを入れ混ぜ、アサリを入れ、バターをのせラップをし、500Wで4分程加熱し、アサリの口が開いたらアサリのみ取り出す。
- ④ ③にじゃがいもを入れ再度ラップをし、500Wでじゃがいもが柔らかくなるまで加熱する。この時加熱途中で何度か上下を返してじゃがいもに調味液を絡める。
- ⑤ 器に取り出したアサリと④を合わせ、盛り付けたら仕上げに小ネギを振る。

※電子レンジの加熱時間は、ご使用の機種に応じて調整してください。



社会保険協会費 納入のお願い



山形県社会保険協会では、会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の周知・広報や社会保険事業の円滑な推進、会員事業所に勤務する被保険者及びその被扶養者(ご家族)の皆さまの健康と福利増進のため、各種事業を行っております。

広報誌「社会保険やまがた」の隔月発行、社会保険事務講習会等の開催、指定施設利用の補助、人間ドック等の受診費用の助成などの事業を実施しており、これらの事業は納入いただいた会費により運営しております。

会員事業所さまにおかれましては、事業の趣旨にご理解賜り、令和7年度の会費納入につきましてよろしくお願い申し上げます。

6月にお送りしました「払込取扱票」により、7月末日まで納入してくださいますようお願いいたします。



令和7年度「わたしと年金」エッセイ募集中

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」とし、皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開しています。この取り組みの一環として、公的年金をテーマにしたエッセイを広く皆さまから募集しています。ふるってご応募ください。

内容

公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族と公的年金のかかわり、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。日本語で1,000～2,000文字程度。

応募締切

令和7年9月8日(月)(消印有効)

応募資格

中学生以上の方

賞

厚生労働大臣賞・日本年金機構理事長賞・優秀賞・入選

発表

受賞作品は、11月に日本年金機構ホームページにて発表

後援

厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

詳細は、日本年金機構ホームページ【わたしと年金】をご覧ください。

